

あなたの夢の実現に向けて！ 創業塾



受講料
無料

9月¹/₂・10月¹/₂

定員
各コース **20名**

受講者募集中!

産業競争力強化法に基づく創業支援事業です。
篠栗町・新宮町・久山町・粕屋町において創業を
目指す方、創業後5年未満の方を支援します！

こんな方
にお勧めです！

- 創業したいけど、知らないことが多すぎて何からはじめたらいいかわからない！
- 創業前に、基本的な経営知識を身につけたい！
- 創業はしたけれど、なかなか思い通りに事業が進まない！

特定創業支援事業者の証明について

創業塾の全講義を受講し、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を習得した上で、およそ1ヶ月の個別指導を経て事業計画書または創業計画書（融資添付書類）を策定した方を特定創業支援事業による支援を受けた方として町役場（※創業を予定している町）が証明します。この証明を受けた方は、下記の支援措置（創業塾の3つのメリット）を受けることができます。

●証明を受けたい方は、特定創業支援事業を実施している4町の商工会から支援内容等を確認の上、所定の申請書に必要事項を記入していただき創業を予定している町役場の担当窓口へ提出してください。町役場より証明書を発行致します。

創業塾の3つのメリット



登録免許税の軽減

会社を設立する際、創業時に登記に係る登録免許税が半分に軽減されます。例えば、株式会社の場合、資本金の0.7%が0.35%に軽減されます。（最低税額15万円の場合は、7.5万円に軽減）



創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6ヶ月前（従来は創業2ヶ月前）から利用の対象になります。



日本政策金融公庫の融資制度他

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を満たすものとみなされます。また、新規開業資金の貸付利率が引き下げられ、特別利率が適用されます。

創業支援事業計画についての各町の問い合わせ先

事業実施
団 体

篠栗町商工会 TEL092-947-4141 粕屋町商工会 TEL092-938-2456
新宮町商工会 TEL092-963-4567 久山町商工会 TEL092-976-1024

主 催／篠栗町役場・新宮町役場・久山町役場・粕屋町役場